

## 適用再販売サービス諸条件

### (アプリケーション・ホスティングーオラクル)

1. 一般事項 「ホステッド・オラクル・データベース」は、再販売者又はその顧客に提供されるテーブルスペース、ソフトウェア及びハードウェアのサービスによって構成されている。当該サービスには、表、インデックス、手続及び関数等のオブジェクトを作成し保管する能力も含まれるがこれらに限られない。再販売者又はその顧客は、ベリオのデータベース・サーバー上のコンテンツに責任を負う。ベリオは、定期的なデータのバックアップを実施するものとするが、ベリオの制御範囲を超えた事情によって実施できない場合はこの限りではない。ベリオは、直近の時点で行われたバックアップ後に変更されたデータについては責任を負わない。

2. サーバー設置及びアップデート ベリオは最初に、使用するデータベース・サーバーの設定を行う。再販売者又はその顧客は、データベース・サーバーのアカウントが設定された後、全てのコンテンツの管理につき単独で責任を負うこととなる。

3. データの所有権 再販売者及びその顧客は、データベース・サーバー上の各自のアカウントに存在するデータの単独の所有者である。

4. 保守サービス ベリオは、データベース・サーバーアカウントの継続的な運営を管理するにあたって合理的に必要であるとベリオが判断する保守サービスを実施する。再販売者は、自己及び顧客に代わり、かかる保守のためにデータベース・サーバー及びデータベース・サーバーアカウントの不稼働時間が必要となる場合があることを認識する。ベリオは、保守のために必要な不稼働時間を予告するべく努めるものとするが、ベリオの制御範囲を超えた事情によって予告できない場合はこの限りではない。

5. アカウントの利用 再販売者は、データベース・サーバーの性能を低下させたり、又は、他のベリオ・データベース・サーバーアカウントのデータ若しくはサービスと、当該アカウントの所有者が許可していない対話を行うことはせず、また、その顧客にも(顧客との契約を通じて)行わせないよう取りはからう。

a. 同時接続 同時接続は、ベリオの基準ではなく、オラクル 8i データベース・モデルによって定義されている。

b. CPU 及びメモリーの利用 再販売者は、以下を過度に利用せず、また、顧客にも(顧客との契約を通じて)利用させないよう取りはからう。(i) ベリオのいずれかのウェブ・サーバーにおけるCPU処理量、または、(ii) ベリオのいずれかのウェブ・サーバーにおけるメモリー及び他のシステム・リソース。再販売者は、上述の方針に違反した場合の結果として、ベリオの単独の裁量による是正措置がほどこされる可能性があることを、自己として及び自己の顧客に代わり、認識する。かかる措置には、あらゆるサービスに関する追加料金の請求またはその切断もしくは接続の停止が含まれるがこれらに限られない。ベリオが、いずれかの是正措置を講じることを選択する場合、再販売者及びその顧客のいずれも、かかる是正措置より前に支払った料金の返還を受ける権利を有さない。

6. IP及びCNAMEアドレスの所有権 ベリオは、ベリオが再販売者もしくはその顧客に割り当てるIP番号及びアドレス、ドメインネーム、ホストネーム、CNAMs並びにその他のDNSエントリーの全ての所有権を維持しかつ管理するものとし、また、ベリオは、その単独の裁量にて、かかるIP番号及びアドレス全てを変更し、又は削除する権利を留保する。

7. バックアップ及び復旧 再販売者又はその顧客は、作成されたオブジェクトでバックアップができないものについては責任を負わない。再販売者は、自己として及び自己の顧客に代わり、以下の事項を認識し、同意する。(i) データの復旧には、一時間あたり及び件数ベースで追加費用がかかることがあり、これは復旧の範囲によって決定されること、(ii)バックアップされたデータは重大な又はユーザーのエラーを修復することを意図するものであるが、かかるデータは無期限に保存されるわけではなく、ベリオはバックアップされたデータは最長 2 週間利用可能であることを保証すること、及び、(iii) ベリオは、ハードウェアの不具合によるデータベース・サーバー全体の復旧については再販売者に料金を請求しない。

## 8. 請求

(a) 新規の再販売者はすべて、(i) 署名済み再販売契約を提出し、かつ、(ii) 適用再販売サービス諸条件(アプリケーション・ホスティング・オラクル)に電子的署名を行うことを要求される。さらに、再販売者は、サービス代金をクレジットカードで支払う場合は、請求書承認契約にも署名する必要がある。また、新規再販売者による新規注文はすべて、その前払金として、当初の返金されない設置費用及び最初のヶ月分のサービス料金を必要とする。新規再販売者による新規サービスの要請については、上述の署名済み契約及び必要な前払金の受領後、1 営業日以内の設定がありうる。

(b) 再販売者は、ベリオが提供するサービスの代金として、現行の価格表に基づき月決めのサービス料金をベリオに支払うことに同意する。サービス料金の請求は、月の初めに再販売者に対して行われ、支払は請求月の 20 日までに行われるものとする。再販売者の最初のサービス月については、第一月の間に再販売者が使用可能なアカウントを有していた日数に応じて按分計算される。サービス料金は、現行の価格表に従い、通知の上調整されることがある。

(c) サービス料金の支払はアメリカン・エクスプレス、マスターカード、ディスカバーまたはビザのクレジットカードにより行うことができる。ベリオは、請求書に記載されたベリオの事務所へ直接に送付される国際送金為替、送金為替、電信送金並びに法人及び個人の小切手も受け付ける。再販売者がクレジットカードで支払う場合、クレジットカードへの請求は当該月の 10 日頃に行われる。10 日頃に決済を行わないクレジットカードについては二回目の請求が当該 20 日頃になされる。再販売者が他の方法(送金為替、小切手等)で支払う場合、その支払は、当該月の 20 日までに、請求書に記載されたベリオの事務所に着するものとする。支払は全て米国ドルで行われる。クレジットカード支払による紛争、戻り引落とし及び/又は不渡り小切手の場合はすべて、15ドルのサービス料金が課される。

(d) 請求書の日付の月の 20 日までに支払われない額は、支払期限を過ぎたものとみなされる。支払期限を過ぎたアカウントは、当社の裁量により無効化される場合がある。但し、再販売者は、アカウントが無効となる前に(提供された連絡先情報に基づき)通知を受け、予め決定された支払期間と未払金額を知らされる。ベリオのサービス要員がアカウントを無効とする度に、アカウントが再び有効になる前に、再販売者は 25ドルのサービス料金及びアカウントの未払額全額を支払わなければならない。

(e)延滞しているアカウントについては、いつでも外部の回収機関に回すことができる。未払額の回収のために再販売者のアカウントが外部の回収機関に回された場合、再販売者は、10ドルの延滞金を請求される場合がある。請求または期限経過の件に関する質問については、ベリオのサービス要員に尋ねることができる。

(f) 再販売者は、その顧客から代金を回収する責任を負う。また、再販売者は、再販売者の月決め請求書の全額を、ベリオに直接支払う義務を負う。再販売者の顧客が再販売者への支払を延滞した場合、再販売者は、代金を受領するまでの間顧客のアカウントを無効にするよう請求することができるが、再販売者は、一またはそれ以上の顧客のアカウントが無効になってもそれにかかわらず、月決めの請求書の全額を支払う義務を負う。再販売者がその顧客のアカウントのうち一件を解約するよう要求する場合であっても、最後の月のサービス料金については按分計算はなされず、月決め料金が適用される。

(g) アカウントの調整は、当該請求書の当初の日付後 60 日までは可能である。これに伴い、再販売者は、請求書の支払が行われた場合でも、その請求書について異議を唱える権利を失わない。支払が期限通り受領され、かつその後 (60 日以内に) 再販売者がベリオの側に善意の誤りがあることを発見してベリオにその誤りを知らせた場合、かかる誤りはその時点で修正することができる。但し、再販売者がその誤りについて責を負う場合 (例えば、ドメインネームのタイプミス)、再販売者は、誤りに関するクレジットを受け取るために、直ちに (しかしいかなる場合においても誤りから 3 日以内に)、当社のサービス部門に連絡する必要がある。ベリオは、60 日間の期間中またはその後には紛争の対象となった請求書につき調整した請求書を発行するか、または発行しない権利を保持する。

(h) 再販売者がベリオに対し、ある月の第 1 日より後に月決めサービスを注文した場合、ベリオは、かかる第一月のサービス料金については按分計算する。最初の月のサービス料金のみが按分計算の対象となる。その後の月決め料金はその月の全日について請求され、上述の通り、取消しがあった場合でも按分計算はなされない (かかる取消しがベリオのより低い別のサービスへの/からの変更に関連するものである場合も含まれる)。

(i) その日に注文されたサービスを確認するための日毎の請求書は、電子メールにより送付される。日毎の請求書、月決め請求書、クレジット明細書及び支払は、Reseller Backroom にある請求書情報のインターフェイスから、オンラインで見ることができる。

(j) アカウントの修正の要求、または変更もしくは請求書を必要とするものは、Reseller Backroom 経由で行われるかまたは、ベリオのサービス要員に依頼して行われるものとする。

## 9. サポート及び他の事項

(a) 再販売者は、一次サポートを顧客へ提供する。ベリオのサポート要員は常に再販売者によって利用可能であるが、ベリオのサポート要員は、再販売者の顧客と直接に作業をすることはできない。

(b) ベリオのサポート要員は主として、当社のサーバーを利用する間に発生する特定の問題を取り出すことにより再販売者 (及び、間接的にはその顧客) をサポートする責任を有する。但し、ベリオのサポート要員は、プログラムに特有の要求 (SQL, PL/SQL, Java, DDLを含むがこれらに限られない) を実施することには多くの時間を割くことはできず、また割くこともしない。また、ベリオは、再販売者またはその顧客の要求にあわせたデータベース・サーバー又は関連プログラムのカスタマイズも行わない。

(c) ベリオのサポート要員は、当該データベース・サーバー環境における設置及び設定に関する限りにおいて発生する特定のプログラミングの問題のトラブル・シューティングを行う。但し、ベリオのサポート要員は、第三者ベンダー製品に関しては、テクニカル・サポートを提供しない。再販売者またはその顧客がベリオのデータベース・サーバーにおけるプログラムの設置もしくは運用に固有のものではない第三者のアプリケーションに関する問題を抱えている場合、再販売者はその質問を、影響を受けたプログラムのベンダーに照会しなければならない。